大磯町生涯学習情報「OISOまなびバンク」に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町民の多様な生涯学習の要望に応えるとともに、充実した生涯学習活動を支援するため、生涯学習指導者の人材情報及び生涯学習活動団体の情報を、大磯町生涯学習情報「OISOまなびバンク」として取りまとめることについて必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 生涯学習指導者　生涯学習に関する専門的な知識・技能を有しており、町内で活動ができる者をいう。

　(2) 生涯学習活動団体　町内で生涯学習活動を行う団体をいう。

　(3) まなびバンク　生涯学習指導者の人材情報及び生涯学習活動団体の情報を登録及び提供する大磯町生涯学習情報「OISOまなびバンク」をいう。

（登録の対象）

第３条　まなびバンクの登録の対象は、次に掲げるものとする。

　(1) 生涯学習指導者

　(2) 生涯学習活動団体

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に該当するものは、まなびバンクに登録しないものとする。

(1) 政治又は宗教活動に関するもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 公序良俗に反するもの

(4) 教育委員会が登録できないと認めるもの

（登録の手続）

第４条　まなびバンクに登録を希望するものは、生涯学習指導者にあっては大磯町生涯学習指導者登録票（第１号様式）、生涯学習活動団体にあっては大磯町生涯学習活動団体登録票（第２号様式）（以下「登録票」という。）により教育委員会に提出するものとする。

（情報の提供）

第５条　教育委員会は、まなびバンクに登録した事項について、大磯町ホームページ等により情報提供することができる。

（登録の有効期間）

第６条　まなびバンク登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌々年度の３月31日までとする。

（登録の更新）

第７条　登録期間満了後引き続き登録しようとするときは、登録期間満了の１か月前までに更新の手続を行わなければならない。

２　第４条の規定は、前項の更新の手続について、準用する。

（登録内容の変更等）

第８条　登録内容の変更又は抹消を希望する場合は、まなびバンクに登録した者（以下「登録者」という。）にあっては大磯町生涯学習指導者登録変更等届出書（第３号様式）、まなびバンクに登録した団体（以下「登録団体」という。）にあっては大磯町生涯学習活動団体登録変更等届出書（第４号様式）により教育委員会に提出するものとする。

２　教育委員会は、前項の届出があったとき、又は登録事項に係る情報が第３条第２項各号に掲げる情報と認めるに至ったときは、速やかにその情報を変更し、又は消去するものとする。

（まなびバンクの活用の申出）

第９条　まなびバンクの活用を希望する者（以下「活用希望者」という。）は、登録票に記載されている連絡先により登録者及び登録団体にその旨を申し出るものとする。

（費用負担）

第10条　活用に伴い発生する費用については、活用希望者が負担するものとする。

（まなびバンクの管理）

第11条　教育委員会は、まなびバンクに登録された情報を厳重に管理し、登録期間の終了等によりその情報が不要となったときは、速やかに、かつ、確実にまなびバンクに登録された情報を破棄し、又は消去するものとする。

２　まなびバンクに登録された情報は、生涯学習以外の目的に利用しないものとする。

（庶務）

第12条　まなびバンクに関する庶務は、生涯学習担当課において処理する。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、まなびバンクについて必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（大磯町生涯指導者人材情報の登録及び提供に関する要綱の廃止）

２　大磯町生涯指導者人材情報の登録及び提供に関する要綱（平成20年大磯町教育委員会告示第４号）は、廃止する。